

指定自動車学校から感染者を出さないための対応

項目	内容
1 基本的事項	<p>【緊急事態宣言後も行うもの】</p> <p>(1) 3密(密閉、密集、密接)の回避</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 窓口等不特定多数の者と接する業務に従事する職員、教習生等の石けんによる丁寧な手洗いの徹底。 ○ アルコール消毒液による職員等の手指消毒及び施設・教習車・送迎車・資機材の消毒の徹底。 特に、教習車のハンドル、レバー、ドアノブ、スイッチ類は、1回の教習が終了した後、アルコール消毒液による消毒の徹底。 ○ 学校施設の出入口、教習室や教習車の窓等を半開以上に開放し、換気の徹底。換気扇の常時作動。 <p>(2) 濃厚接触の回避</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 職員や教習生等全員のマスク着用と咳エチケットの励行。マスク未着用者への声掛け、マスクの配付等。 ○ 受付前に透明のシールド等の設置 ○ 学科教習時の教習生間隔の1.5～2メートル保持。 <p>(3) 教習生への自粛要請等(体調管理)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 毎朝の検温実施。37.5度以上の場合は教習中止。職員は出勤停止。 ○ 入校時(毎日)問診票を配付し、体調についての自己申告の実施。 <p>(4) 広報</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ホームページを活用し、自校が行っている新型コロナウイルス感染症予防策や入校上の留意事項を掲載し、積極的な広報に努める。 ○ 検温、マスク、手洗い、うがいの徹底とアルコール消毒を促す文書等の掲示。 ○ 各施設に「換気中」を掲示。
2 自動車学校としての事項	<p>【緊急事態宣言時のみに感染症予防対策として取り組むもの】</p> <p>(1) 入校制限</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 合宿教習の中止等。 ○ 特定警戒都道府県や感染者多数県居住者の2週間程度の待機要請。

- 入校時、誓約書（体調確認等）の徴収。体調等確認後の入校許可。

(2) 施設の運営

- 仮免学科試験は、机に1人掛け、前後1脚飛ばしとする。
- 入校者数の制限。
- イベント、交通安全教室等の中止又は延期。
- 各種研修、出張の自粛。
- 高齢者と若年者の分離。
- 職員への休日等の不要・不急の外出自粛を指示。